

令和7年度性暴力根絶啓発学習動画及びSNS広報業務委託契約仕様書

1 概要

(1) 委託業務の名称

令和7年度性暴力根絶啓発学習動画及びSNS広報業務

(2) 委託業務の概要

- ・20代以上の一般県民を対象として、「性暴力根絶に向けた対応指針」（以下「指針」という。）及び「指針解説」の内容の広報啓発を行う。

（参考）「性暴力根絶に向けた対応指針」及び「指針解説」

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/seiboushishin.html>

- ・県では令和3年度～5年度に性暴力被害者や被害者になり得る年齢層、その保護者に向けた広報啓発を実施していることから、本委託業務では、加害者や傍観者にならない視点を重視した内容とする。

（参考）YouTube 福岡県性暴力根絶チャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UCziHWnFc74pqgB5nYC0Cxog>

- ・本委託業務では、①学習用動画及び周知ポスター等の作成、②ソーシャルネットワークサービス（以下「SNS」という。）用動画の作成及び広告配信による広報啓発を実施するものとする。

(3) 予算規模

5,920,200円（消費税等含む）以内

SNS広告出稿費用を含む。

(4) 委託期間

契約締結の日から令和8年1月31日

2 広報の目的

指針及び指針解説の内容（事業者・県民が身につけるべき知識）を20代以上の一般県民に周知啓発する。

3 業務内容

(1) 学習用動画及び周知チラシ等の作成

① 学習用動画の作成

- ・YouTube（性暴力根絶チャンネル）にアップロードし、事業所の内部研修や県民の自己学習に活用してもらうための動画を作成する。
- ・動画の内容は、指針解説をわかりやすく説明するものとし、構成案は以下のとおり（各動画は10～15分程度）。ア・イは県民向け、ウは事業管理者向けの内容とする。

ア 基礎知識（性暴力に関する基礎知識）指針解説2p～5p

イ 性暴力への対応（被害が起こった場合の対応等）指針解説7p～9p、14p

ウ 事業者の取組（事業実施者が行う環境整備）指針解説 11p～13p

- ・イラストやアニメーション、対話形式のナレーションなどにより就業中の幅広い年齢層に理解しやすく、興味を惹起するよう工夫を行うこと。
- ・動画の構成及び内容は、委託者と協議を行うこと。

②周知ポスター等の作成

- ・学習用動画の活用を促進するため、市町村や店舗等の施設で掲示する B3 ポスター、事業者等に配布する A4 チラシを制作し、印刷及び納品を行う。
- ・ポスターは「性暴力について知る」ことを促すことを主なメッセージとし、一般県民に対して動画による学習を促すとともに、事業者に対して従業員研修における活用を促す内容とする。
- ・チラシは事業者に対して従業員研修における活用を促す内容とする。
- ・ポスター及びチラシには、学習用動画及び SNS 広報用動画の二次元コードを掲載すること。
- ・ポスター作製部数 2,000 部 チラシ部数 3,000 部
- ・ポスターは角 2 サイズの封筒に封入できるサイズに折りたたみ、指定の部数に分けること。チラシは 100 部ずつ印をつけること。
- ・ポスター及びチラシの pdf データ及びイラストレータデータも納品すること。
- ・ポスター及びチラシの納品先
福岡県人づくり・県民生活部生活安全課性暴力・犯罪被害対策係
- ・ポスター及びチラシの納品期限
令和 7 年 10 月 31 日（金）
- ・ポスターの内容及び納品方法については、委託者と協議を行うこと。

(2) SNS 広報の実施

① SNS 広報用動画の制作

- ・上記 2 の広報目的に応じたショート動画（15 秒程度）を 2 本以上制作すること（絵コンテ作成、ナレーション、MA（音の収録、調整）、動画編集等を含む）。
- ・ショート動画は、「性的同意」「二次的被害」等一般県民が知識不足により加害してしまう可能性のあるテーマについて、加害者とならないよう注意を促す内容とする。
- ・ショート動画は、メッセージを伝えるとともに、県ホームページへ誘導し、さらに詳しい内容を啓発できるようにする。
- ・県ホームページへの誘導の方法や誘導先のホームページに掲載する内容について、委託者と協議を行うこと。また、誘導先の県ホームページに掲載する画像を納品すること。
- ・動画の作成に際しては、その内容（絵コンテ、動画構成、配色、音声等を含む）を委託者と協議の上作成すること。
- ・制作した動画を納品すること。納品するデータは、①バックアップ用として複製可能な

もの及び②Y o u T u b e等で配信できる形式のものとする（同一のデータで①、②の目的を達成できる場合は別データとする必要はない）。

- ・ショート動画の啓発内容は、指針及び指針解説に基づくとともに、性暴力対策アドバイザー派遣事業のテキスト（中学校用テキスト、高等学校用テキスト）を参考にして作成すること。

（参考）性暴力対策アドバイザー派遣事業

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/sa-adviser-haken.html>

②SNSの提案

- ・上記①で作成した動画を広告として掲載するSNSを提案すること。
- ・提案の際には、上記2の広報目的を達成する上で効果的な媒体を選定し提案すること。
- ・提案の際は、動画掲載期間、（最低保証）掲載回数及び主な掲載対象（年齢・地域等）を説明すること。
- ・提案するSNSは、1回の広報で複数のSNSを利用することや同一のSNSを複数の広報で利用することも可能であり、その場合には広報目的に応じた効果的な組み合わせとすること。
- ・掲載するSNSは、委託者との協議の上決定すること。

③SNS広報の掲載

- ・上記②で決定したSNSに上記①で作成した動画及び県が提供する動画を掲載すること。
- ・掲載に関する事務手続きは受託者において行うこと。
- ・広告又は広告動画再生後の静止画を視聴者がクリックしたときは、県が指定したWebサイトに遷移する仕様を原則とする（SNSの仕様について県に説明を行い、各SNSの仕様に応じて広報目的を達成する上で適切に設定すること。）。
- ・掲載後の閲覧回数、クリック数等について、どの年代・性別が閲覧・反応したかの分析を行い事後レポートとして提出すること。

4 注意事項

本事業の実施に際しては、「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」（平成31年福岡県条例第19号）及び同条例に基づいて福岡県が策定した「性暴力根絶に向けた対応指針」、「指針解説」を踏まえて実施すること。

特に、性暴力被害者に対して侵害的な内容とならないように配慮するとともに、性別等の偏りも含め性暴力被害者に対する偏見や二次的加害を助長しないように配慮すること。

5 著作権の譲渡等

- ・本契約に基づいて納入された成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係

る受託者の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡時に甲に譲渡するものとする。

- ・また、受託者は、県又は県が他の契約により業務を委託する第三者に対し著作権人格権を行使しないものとする。
- ・県は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾無く自由に公表すること、複製すること、電子的に利用し公衆に送信すること並びにデータベースに格納し検索及び閲覧に供することができる。
- ・受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、県が性暴力根絶の推進という目的の範囲内で当該著作物の全部又は一部を利用することや、利用目的を実現するために必要な限度でその内容を改変することに同意するものとする。また、県は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾無く自由に改変することができる。
- ・受託者は、県に対し、成果物が著作物に該当する場合において、当該著作物が第三者の著作権、著作権人格権、意匠権、商標権、その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。当該著作物により権利侵害等の問題を生じ、その結果県又は第三者に対して損害を与えた場合は、乙は、その責任と負担においてこれを処理する。
- ・以上の取扱により難しい場合は、県と協議の上、取り扱いを決定するものとする。

6 経費等

本事業の実施に必要な経費は、委託料として県において支出する。

本事業の終了後、速やかに経費の精算を行うこととする。なお、支払限度額は、当初契約の委託金額とする。

7 その他

この仕様書に定めのない事項については、その都度、県と受注者の双方で別途協議を行うこととする。